

## 〈幼児医療費助成について〉

合併に伴い、幼児医療費助成の対象年齢が入・通院とも1歳～小学校就学前に拡大されます。ただし、児童手当特例給付に準じた所得制限があります。なお、助成内容については今までと変更ありません。

現在、入・通院の受給者証をお持ちの方、又は入院のみ受給者証をお持ちの方で、所得制限に非該当となる方については、後日新市の受給者証を交付します（申請は不要です）。また、現在対象年齢であり受給者証をお持ちでない方については資格申請をされないと合併後も医療費助成が受けられません。住民課窓口で申請を受け付けておりますので申請してください。

詳しくは、住民課保健福祉係までお問い合わせください。

## 〈放課後児童クラブ(ひまわりクラブ)について〉

いままでは、利用料が1日300円でしたが、合併後は月額6,900円になります。1日利用の場合は月5日まで認められますのでご利用ください。

※夏休み等の利用は定員に空きがあれば利用できます。料金は別に定められています。

## 〈広報つきがたについて〉

現在発行している「広報つきがた」は、3月号を最終号として発行し、合併後は「市報にいがた」に一本化し毎週日曜日に新聞折込で配布されます。

なお、「つきがた支所だより」が毎月1日発行されます。今までどおり区長さんを通じて配布します。

## 〈消防団事務について〉

いままでは消防団事務は役場総務課でしたが、合併後は白根地域消防本部に変わります。



## 合併したらどうなるの？

### 〈3月中に転出予定の方へお知らせします〉

3月21日をもって、月潟村を含む12市町村が新潟市へ合併します。これにより、今まででは他自治体に「転出」あるいは「転入」の届出であったものが、同一市内へ「転居」の届出に変わります。

※例

今まで	月潟村から白根市へ引越し→村内から村外への「転出」
合併後	新潟市月潟から新潟市白根へ引越し→市内から市内への「転居」

このため、合併期日前後に新潟市及び12市町村へ転出される場合、通常と異なる手続きとなりますので、役場へお越しになる前に電話でご相談ください。

なお、月潟村に転入される場合と、新潟市を含む12市町村以外への転出は通常と変わりません。

役場住民課住民係 ☎ 375-2710 内線43番

## 〈介護保険について〉

### ○介護保険の各種申請窓口

要介護認定の申請、高額介護サービス費や福祉用具購入費、住宅改修費の支給申請等は、月潟支所で受け付けます。（本庁、その他の支所でも受け付けます。また、要介護認定の申請は在宅介護支援センター月潟でも受け付けます。）

### ○介護保険被保険者証（保険証）

要介護認定を受けている方は、3月21日から新潟市の保険証になります。また、標準負担額減額証（減額証）等も3月21日から新しい減額証になります。いずれも3月中旬に郵送されます。

### ○介護保険料（65歳以上の方）

#### 1. 特別徴収（年金からの天引き）の場合

合併後も年金から天引きされます。手続きは必要ありません。

#### 2. 普通徴収（納付書または口座振替で納付）の場合

月潟村で発行した納付書（平成17年3月（第6期）まで）は、合併後も金融機関等で納付できます。また、口座振替の方は現在の登録内容がそのまま継続されますので、新たな手続きは必要ありません。

平成17年度の納付書は4月以降に送付します。納期は、6期から12期（毎月）に変わります。

平成17年度の保険料額は今と変更ありません。平成18年度より、新しい介護保険事業計画に基づく保険料になります。